

豊島区教育委員会広告掲載取扱要綱

〔平成18年3月7日
次長決定〕

制定 平成18年3月7日

(目的)

第1条 この要綱は、豊島区教育委員会（以下「委員会」という。）の広告媒体への民間企業等の広告掲載に関して必要な事項を定め、もって委員会が有する、または利用可能な資産について、その効用及び信頼性を損なうことなく広告媒体として活用し、地域経済の活性化及び区民サービスの向上を図ることを目的とする

(広告掲載の媒体、位置及び規格)

第2条 広告を掲載する媒体、位置及び規格は、各主管課長が別に定める。

(広告の種類及び範囲)

第3条 次の各号に該当する広告は掲載しない。

- (1) 広告の責任所在（広告主名等）が明記されていないもの
- (2) 虚偽または内容が不明確なもの
- (3) 政治活動及び宗教活動に関するもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定される営業及び類似の営業に関するもの
- (5) 個人や団体の意見広告に関するもの
- (6) 個人情報に関する取り扱いが不適切であると認められるもの
- (7) 人権侵害、信用毀損、業務妨害等を引き起こすおそれのあるもの
- (8) 肖像権、著作権の侵害を引き起こすおそれのあるもの
- (9) 各種法令による広告規制に違反するもの
- (10) 各業界自主基準の定める表示事項を適切に表示していないもの
- (11) 不良な商品の販売や詐欺的商法などにより社会問題となっている事項に関するもの
- (12) 社会的に認められていない許認可、資格などを用いて権威付けを行うもの
- (13) 比較または優位性を示す表現について、その条件の明示及び確実な事実の裏付けが示されていないもの
- (14) 事実でないのに委員会が広告主を支持、またはその商品やサービスなどを推奨、あるいは保証しているかのような表現のもの
- (15) 投機、射幸心を著しくあおる内容のもの
- (16) 非科学的または迷信に類する内容のもの
- (17) 暴力団、その他反社会的団体が関与すると認められるもの
- (18) 暴力、とばく、薬物販売、売春などの反社会的行為を肯定、美化したもの

- (19) 醜悪、残虐、猟奇的で不快感を与えるおそれがあるもの
- (20) 性に関する表現で、露骨、わいせつなもの
- (21) 風紀を乱したり、犯罪を誘発するおそれのあるもの
- (22) その他、各主管課長が不相当と認めたもの

(広告の掲載料、納入方法等)

第4条 広告の掲載料、納入方法等は、各主管課長が別途定める。

(広告の募集方法、選定方法等)

第5条 広告の募集方法、選定方法、その他必要な事務手続等は、各主管課長が別に定める。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育総務課長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。